

第三十二号議案

非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

令和六年二月二十日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

非常勤職員の報酬等に関する条例（昭和三十一年東京都条例第五十六号）の一部を次のように改正する。

別表一中「三二、六〇〇」を「三二、九〇〇」に、「六五七、〇〇〇」を「六六三、〇〇〇」に、「一〇、九〇〇」を「一、〇〇〇」に、「二三、八〇〇」を「二四、〇〇〇」に、「四七九、〇〇〇」を「四八三、〇〇〇」に、「八、一〇〇」を「八、二〇〇」に、「二一、九〇〇」を「二二、一〇〇」に、「四四六、〇〇〇」を「四五〇、〇〇〇」に、「七、三〇〇」を「七、四〇〇」に、「三三三、〇〇〇」を「三三四、〇〇〇」に改める。

別表三中「一七、二〇〇円」を「一七、四〇〇円」に、「三五三、〇〇〇円」を「三五六、〇〇〇円」に、「五、七〇〇円」を「五、八〇〇円」に、「一五、四〇〇円」を「一五、五〇〇円」に、「三〇七、〇〇〇円」を「三一〇、〇〇〇円」に改める。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

（提案理由）

非常勤職員の報酬の限度額等を改定する必要がある。